

議案第 3 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、
議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 27 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

辺地に係る公共的施設の総合整備を行うにあたり、総合整備計画の一部を変更する必要が生じたため。

総 合 整 備 計 画 書

愛媛県 八幡浜市 大島 辺地
(辺地人口 242人、面積 1.8k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称
大島
- (2) 地域の中心の位置
八幡浜市大島3番耕地337番地
- (3) 辺地度点数 292点

2 公共施設の整備を必要とする事情

離島である当地域は、産業基盤も脆弱な上、生活環境の整備が他地域に比して低いため、これらの対応策を講じる必要がある。そこで、観光客が滞在できる交流拠点施設の整備を行うことで、離島での滞在や体験を通じた交流人口拡大による離島地域の活性化を図り、地域格差の是正を図る。

併せて、観光レクリエーション施設を整備充実することで、回遊性向上と観光客の滞在時間の増加を図るとともに、交流拠点施設整備との相乗効果による島の魅力向上を図り、更なる離島地域の活性化を図る。

3 公共的施設の整備計画

平成29年度から平成30年度まで 2年間

(単位:千円)

| 施設名 | 事業主体名 | 事業費 | 財源内訳 | | 一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額 |
|---------------------------------|-------|--------|-------|--------|------------------------|
| | | | 特定財源 | 一般財源 | |
| 産業の振興 観光又はレクリエーションに 関する施設 | 八幡浜市 | 61,290 | 1,695 | 59,595 | 56,300 |
| 合 計 | | 61,290 | 1,695 | 59,595 | 56,300 |

